

茨木市〇〇小学校区地域協議会規約（標準例）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、〇〇小学校区地域協議会（以下、「協議会」という。）という。

（所在地）

第2条 協議会の事務所は、〇〇〇〇〇〇 茨木市〇〇〇一〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

（目的）

第3条 協議会は、〇〇小学校区内の地域住民と各種組織の協働により、地域の課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、自主的、主体的にまちづくりを推進し、地域の特色と個性を生かした住みよい活力ある地域コミュニティの実現を目指すことを目的とする。

（活動の範囲）

第4条 協議会の活動範囲は〇〇校区内とする。ただし、他の協議会と協力連携して活動する場合はこの限りではない。

（活動）

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の取り組みを行う。

- (1) 地域情報の収集と発信
- (2) 地域住民の交流に関すること。
- (3) 福祉・人権のまちづくりに関すること。
- (4) 教育、文化、生涯学習、スポーツに関すること。
- (5) 安全・安心・清潔なまちづくりに関すること。
- (6) 公的機関からの委託等に基づく事業の実施に関すること。
- (7) その他、本協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 協議会は宗教活動、政治活動を行ってはならない。営利活動については、総会の議決を得て、協議会自体の収益を目的として行うことはこれを妨げない。

第2章 組織

（会員）

第6条 協議会は、〇〇小学校区に居住する者及び各地域組織を代表する者並びに〇〇小学校区内に所在し参加を希望する法人、事業所及びそれらに所属する者をもって構成する（以下協議会の構成員を「会員」という）。なお、これ以外の者で会長が必要と認め、総会の承認を得た者は会員になることができる。

(会員の責務)

第7条 会員は、第5条に定める活動を通じて、第3条の目的達成に努めるものとする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置くものとする。

- | | |
|--------|-----|
| (1)会 長 | 1名 |
| (2)副会長 | 〇名 |
| (3)理 事 | 若干名 |
| (4)会 計 | 1名 |
| (5)監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第9条 役員は総会で選出するものとする。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、役員会の推薦を得て会長が指名する。ただし、その後開かれる直近の総会において承認を得なければならない。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3)理事は、役員会において必要な事項を審議するとともに協議会の運営にあたる。
- (4)会計は、協議会の金銭の出納を行い、資産を管理する。
- (5)監事は、協議会の会計、資産及び会務全般を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、〇年とし、再任は〇期〇年までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、新たな役員が選任されるまでの間、その職務を務める。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第12条 協議会における会議は、総会、役員会、企画運営委員会及び専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集し、年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、及び代議員の3分の2以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

- 2 会員は、議長の許可を得て総会を傍聴することができる。ただし、審議の

進行を妨げるものは、退出させることができる。

(総会の構成等)

第 14 条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 総会の代議員は、別表に掲げる各組織を代表する者、及び地域の活動に参加した実績があり、各専門部会長の推薦を受けた者（各専門部会 1 名に限る）をもって構成する。
- 3 代議員の任期は〇年とし、再任は〇期〇年までとする。
- 4 総会の議長は代議員の互選による。

(総会の議決事項)

第 15 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1)地域まちづくり計画の承認に関すること。
- (2)事業計画及び予算の承認に関すること。
- (3)事業報告及び決算の承認に関すること。
- (4)規約の制定改廃に関すること。
- (5)役員を選任、解任及び承認に関すること。
- (6)その他総会に付すべき事項

(総会の議決)

第 16 条 総会は第 4 項により出席したものとみなされる場合も含め、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない代議員は、審議事項について書面をもって表決し、又は、議長または他の代議員を代理人とし、委任状による表決を委任することができる。
- 4 前項の代議員は、出席したものとみなす。

(役員会)

第 17 条 協議会の円滑な運営のために、協議会に役員会を設置する。

- 2 役員会は、第 8 条に定める役員（監事を除く）をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、開催する。

(役員会の審議事項)

第 18 条 役員会は次の事項を審議する。

- (1)総会に付議する事項に関すること。
- (2)専門部会員、事務局長及び欠員役員の推薦に関すること。
- (3)細則等の制定改廃の承認に関すること。
- (4)その他重要な事項

(役員会の議決)

第 19 条 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

(企画運営委員会)

第 20 条 総会において決定された事業の実施及び調整、事業計画の立案のために、協議会に企画運営委員会を設置する。

2 企画運営委員会は、会長、副会長、会計及び企画運営委員会に設置される専門部会の各専門部会長で構成し、必要に応じて会長が招集し開催する。

(企画運営委員会の審議事項)

第 21 条 企画運営委員会は次の事項を審議する。

(1)事業計画に基づく事業の実施に関すること。

(2)事業の企画に関すること。

(3)事業計画・事業報告及び予算・決算の作成に関すること

(4)各専門部会及び各専門部会間の事業調整に関すること。

(5)その他、協議会の事業の企画実施に関すること。

(企画運営委員会の議決)

第 22 条 企画運営委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

(専門部会)

第 23 条 協議会の事業を分掌するために企画運営委員会に次の専門部会を設置することができる。

(1)総務・広報部会

(2)健康・福祉部会

(3)防災・防犯・交通安全部会

(4)環境保全部会

(5)文化・スポーツ部会

(6)子ども部会

(7)業務部会

2 専門部会員は、会員の中から役員会の推薦を受け、会長が指名したのもをもって構成し、その中から各専門部会長を互選する。

3 専門部会の運営に関する事項は会長が定め、役員会で承認を受けるものとする。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 24 条 協議会の円滑な運営のため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長を置く。

3 事務局長は、役員会の推薦を受け、会長が任命する。

4 事務局の運営に関する事項は、会長が定め、役員会で承認を受けるものとする。

第5章 財務

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の収入は〇〇、〇〇、〇〇及びその他の収入をもって充てる。

3 新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

第6章 その他

(規約の改正)

第26条 協議会の規約を改正するときは、第16条第2項の規定にかかわらず、総会において代議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(議事録)

第27条 総会及び役員会については、会議の日時及び場所、代議員及び役員の総数と出席者数、開催目的、審議事項、議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成しなければならない。

(帳簿及び書類)

第28条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿その他必要な書類を備えなければならない。

(情報公開及び個人情報保護)

第29条 前条に基づき備えられた書類は、原則として公開とし、会員の請求があるときは閲覧させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報については、閲覧させないことができる。

3 協議会における個人情報の取扱いについては、別紙「〇〇小学校区地域協議会個人情報取扱要領」に基づき、適切かつ適正に取り扱うものとする。

(委任)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長がこれを定め、役員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。